

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則とフランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日：2018年7月1日

(一社)日本フランチャイズチェーン協会 正会員

株式会社ドトールコーヒー

フランチャイズ契約のご案内

【会社名】株式会社トールコーヒー

【本社所在地】〒150-8412 東京都渋谷区神南1丁目10番1号

【担当部署】店舗開発本部

【代表電話】03-5459-9007

【F A X】03-5459-9067

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法(以下小振法という)及び中小小売商業振興法規則(以下施行規則という)並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について(以下フランチャイズガイドラインという)、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号
TEL (03)5777-8701

この案内は、2018年7月1日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

ドトールコーヒーショップへの加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

当社は「ドトールコーヒーショップ」の名のもとにフランチャイズシステムを展開しております。当チェーンの店舗は、当社がコーヒー豆の焙煎卸販売業・喫茶業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗デザインなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、ドトールコーヒーショップの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約書で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からドトールコーヒーショップとは異なる独自の経営手法を重視され、ドトールコーヒーショップのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、当社チェーンへの加盟をお勧めできません。

当社のドトールコーヒーショップチェーンは、当社(本部)と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等やシステム整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことがドトールコーヒーショップの経営成功の鍵なのです。

ドトールコーヒーショップの経営をされる加盟店の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次			
項 目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
ドトールコーヒーショップへの加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 株式会社ドトールコーヒーとフランチャイズシステムについて	5		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要 社名・本社・資本金・設立・事業内容・事業の開始・主要株主・取引銀行・従業員数・支店等・所属団体・沿革	6 7 8	規則 第10条第2号 " 第10条第5号 " 第10条第1号 " 第10条第3号	
3. 会社組織図	9		
4. 役員一覧・子会社概要	10	規則 第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	10	規則 第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	11	規則 第10条6号 第11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟店の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟店の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	12	規則 第11条第6号ロ " 第11条第6号ハ " 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	12	規則 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	13		
1. 契約の名称等			
2. 売上・収益予測についての説明	13		2-(2)-イ 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 金銭の額または算定方法 (2) 性質 (3) お支払いいただく時期 (4) お支払いいただく方法 (5) 当該金銭の返還の有無及び条件	13 14	法 第11条1号 規則 第11条1号 イ～ホ	2-(2)-ア③
4. オープンアカウント等の送金	14	規則 第10条13号	3-(1)-イ②
5. オープンアカウント等の与信利率	14	規則 第10条 14号・15号	2-(2)-ア⑤

項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会ガイドライン
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1) 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 (2) 商品等の供給条件 (3) 配送日・時間・回数に関する事項 (4) 仕入先の推奨制度 (5) 発注方法 (6) 売買代金の決済方法 (7) 返品 (8) 在庫管理等 (9) 販売方法 (10) 商品の販売価格について (11) 許認可を要する商品の販売について	15 16 17	法 第 11 条 2 号 規則 第 11 条 2 号 イ、ロ	2-(2)-ア① 3-(1)-ア 3-(3)
7. 経営指導に関する事項	17	法 第 11 条 3 号 規則 第 11 条 3 号 イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	18	法 第 11 条 4 号 規則 第 11 条 4 号 イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 (1) 契約期間 (2) 契約の更新の条件および手続き (3) 契約解除の条件および手続き (4) 契約終了によって生じる損害賠償の額又は算定方法 (5) 契約終了によって生じる義務の内容	18 19	法 第 11 条 5 号 規則 第 11 条 5 号 イ～ニ	2-(2)-ア⑦イ 2-(4)-④ 3-(1)-イ④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項	19	規則 第 10 条 12 号 規則 第 11 条 7 号 イ～ニ	2-(2)-ア④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	20	” 第 10 条第 8 号	
12. テリトリー権の有無	20	” 第 10 条第 9 号	2-(2)-ア⑧
13. 競業禁止義務の有無	20	” 第 10 条第 10 号	3-(1)-ア
14. 守秘義務の有無	20	” 第 10 条第 11 号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	20	” 第 10 条第 16 号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	20	” 第 10 条第 17 号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	20		2-(2)-ア⑥
後記. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書			
後記. 貸借対照表および損益計算書			

第 I 部 (株)ドトールコーヒーとフランチャイズシステムについて

1. わが社の経営理念

私たちの使命は、
より多くのお客様に美味しいコーヒー、
きびきびした明るいサービス、楽しい清潔な店づくりを通して、
喜びと心の豊かさを提供し続けることである。

当社は、創業以来「一杯の美味しいコーヒーを通して、お客様にやすらぎと活力を提供する。」という基本理念のもと、顧客第一主義を徹底し、お客様にやすらぎと活力を感じていただける商品の品質、店舗の雰囲気、接客のレベルを高めることに努めてまいりました。

「本当においしいコーヒーをより多くのお客様に」という願いを込め、ドトールコーヒーショップチェーンは生まれました。ドトールコーヒーショップを全国各地に展開し、「コーヒーのことならドトールへ」、いつでも、気軽に親しんでいただける日本一のコーヒーショップチェーンを目指しております。

あなたのドトールコーヒーショップが、その地域における最高品質のレギュラーコーヒー販売拠点として、お店では心のこもったおいしいコーヒーを提供し、さらにはコーヒーを媒体とした暖かいコミュニティづくりの推進の一翼を担うことを切望致します。そして各店がその地域社会にとって、なくてはならない店となるために私達は最善の努力と支援を致します。

お客様のニーズに応えるオリジナル商品の開発はもとより、お求めやすいお値段で優れた商品を提供し、コーヒーショップ経営のノウハウを提供してまいります。

お客様に美味しいコーヒーを提供し続けることで、お客様に真の満足を感じていただくという目的に向かって協力し、お互いの繁栄と発展を確固たるものにしようではありませんか。

2. 本部の概要 (2018年7月1日現在)

- 社 名 株式会社ドトールコーヒー
- 本 社 〒150-8412 東京都渋谷区神南一丁目10番1号
担当部署 店舗開発本部
TEL 03-5459-9007 FAX 03-5459-9067
フリーダイヤル 0120-88-1255
URL <http://www.doutor.co.jp>
- 資 本 金 111億4,156万円
- 設 立 昭和37(1962)年4月
- 主な事業内容 コーヒーの焙煎加工並びに販売、食品の仕入れ・販売及び輸出入、飲食店の経営、フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の募集及び加盟店の指導
- 事業の開始 1980年4月(ドトールコーヒーショップ1号店を開店)
- 主要株主 株式会社ドトール・日レスホールディングス 100%
- 取引銀行 みずほ銀行 芝支店
三井住友銀行 本店営業部
三菱東京UFJ銀行 田町支社
みずほ信託銀行 本店
商工中央金庫 東京支店
- 従業員数 社員 932名 (ドトールコーヒー単体)
- 支 店 等 営業本部(東京都渋谷区)
北日本エリア(宮城県仙台市青葉区)
関東エリア(東京都渋谷区)
東海・北陸エリア(愛知県名古屋市中区)
近畿エリア(大阪府大阪市中央区)
九州エリア(福岡県福岡市中央区)

- 工 場 関東工場(千葉県船橋市)
関西工場(兵庫県加東市)
- 所 属 団 体 (一社)日本フランチャイズチェーン協会
(一社)日本フードサービス協会
(一社)全日本コーヒー協会 東京商工会議所 他

● 沿革

企業発展の軌跡

1962

コーヒー豆の焙煎・卸売業として、[有限会社ドトールコーヒー](#)を設立

1973

食器・厨房機器の販売子会社 東京マグナ株式会社（現 [株式会社マグナ](#)）を設立

1976

有限会社から株式会社に変更

1980

焙煎工場を千葉県船橋市に移転（現 関東工場）

1985

販路拡大のため西日本FC本部を新設

1987

教育研修機関 [IRP経営学院](#) を発足

1991

ハワイ島に直営農園「[マウカメドウス](#)」を開設

1993

株式を店頭公開

1994

販路拡大のため東北営業所を新設

1998

[CI導入](#)

1998

ドトールブランド商品のCVS向け卸事業を開始

1999

[ドトールありがとう募金](#)を設立

2000

ケーキの製造・販売子会社 株式会社マドレーヌコンフェクショナリー（現[D&Nコンフェクショナリー](#)）を設立 東証一部上場

2001

関東工場にてISO9002取得

2002

兵庫県に関西工場を新設

2004

全国に7つの地区本部を設置

2007

共同持株会社 [\(株\)ドトール・日レスホールディングス](#) を設立

2010

「オーバカナル」「カフェラミル」「ニナス」を運営する(株)Les Deuxを設立

2012

関西工場でFSSC22000取得

2015

ドトールコーヒーショップにて「ドトールバリューカード」導入

業態開発の軌跡

1960

1970

1972

[カフェ コロラド](#)を出店

1980

1980

[ドトールコーヒーショップ](#)を出店

1990

1996

[カフェ マウカメドウス](#)を出店

1998

[ル カフェ ドトール](#)を出店

1999

[エクセルシオール カフェ](#)を出店

2000

2004

ドトールコーヒーショップ国内1000店舗達成

2007

「[バリッシモ](#)」を出店

2010

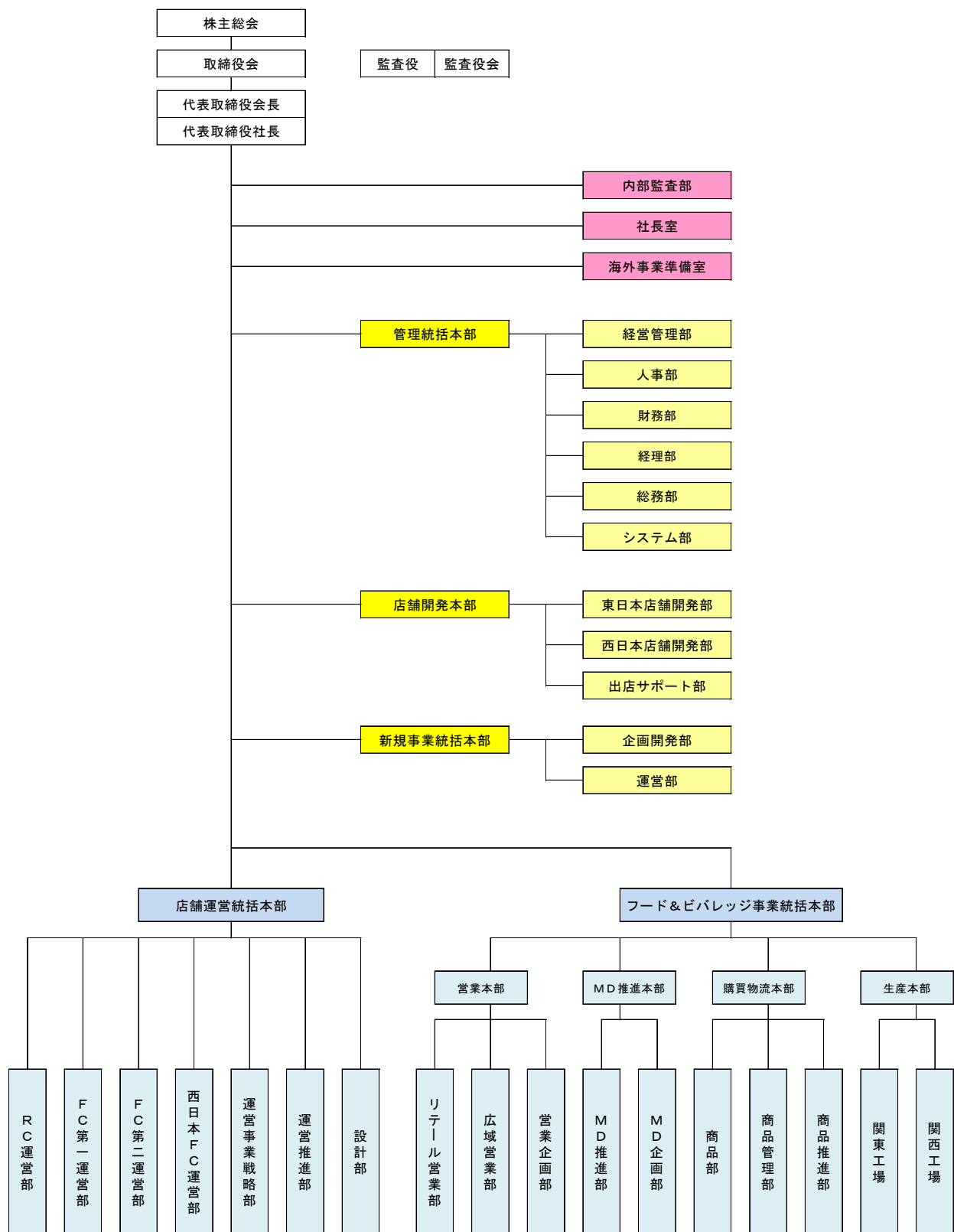
2010

ドトールコーヒーショップで[リブランディング](#) プロジェクト始動
「[オーバカナル](#)」「[カフェラミル](#)」「[ニナス](#)」のグループ化

2014

「[カフェレクセル](#)」を出店

3. 会社組織図 (2018年7月1日現在)



4. 役員一覧・子会社概要（2018年7月1日現在）

- 取締役及び監査役

代表取締役会長	大林 豁史
代表取締役社長	星野 正則
専務取締役	竹林 基哉
常務取締役	菅野 眞博
取締役	関根 一博
取締役	青木 幸隆
取締役	落合 清貴
取締役	榎 一繁
監査役	宮林 哲夫

- 子会社概要

株式会社マグナ（厨房機器の販売）

株式会社ドールコーヒーハワイ（コーヒー農園の管理、運営）

株式会社LesDeux（レストラン及びカフェの運営）

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

後記参照

6. 店舗数推移(加盟店・直営店別)・店舗売上高推移

全店売上高推移(DCS)

(単位:百万円)

	加盟店	直営店	合計
2015年度	54,084	15,442	69,526
2016年度	53,988	15,817	69,805
2017年度	54,505	16,073	70,578

店舗数推移(DCS)

	加盟店	直営店	合計
2015年度	919	186	1,105
2016年度	928	195	1,123
2017年度	935	191	1,126

7. 加盟者の店舗に関する事項(ドトールコーヒーショップのみ)

- 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟店の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟店の店舗数
2015年度	27店舗
2016年度	39店舗
2017年度	35店舗

- 直近3事業年度の各事業年度内に契約を途中で終了した加盟店の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟店の店舗数
2015年度	41店舗
2016年度	30店舗
2017年度	28店舗

- 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数	対象店舗数
2015年度	868店舗	0店舗	868店舗
2016年度	121店舗	0店舗	121店舗
2017年度	15店舗	0店舗	15店舗

8. 訴訟件数(ドトールコーヒーショップのみ)

直近5事業年度の各事業年度内に加盟店又は加盟店であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟店または加盟店であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2013年度	0件	0件
2014年度	0件	0件
2015年度	0件	0件
2016年度	0件	0件
2017年度	0件	0件

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

『ドトールコーヒーショップチェーン加盟契約』

2. 売上・収益予測についての説明

開示する売上予測値と収支予測値は、店前流動人口及び商圈のポテンシャルを調査し、既存の類似店データ等により総合的に勘定し算出するものです。

但し、売上や収益の結果を本部が保証するものではありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

(1) チェーン加盟金

① 金額

1,500,000円(別途消費税)

② 性質

ノウハウの開示に対する対価および商標、サービスマーク使用の対価

③ 支払時期

フランチャイズ加盟契約締結時

④ 支払方法

当社指定の銀行口座へ振り込み

⑤ 返還の有無及び条件

返還しない

(2) 出店準備金

① 金額

1店舗につき1,500,000円(別途消費税)

② 性質

出店のために本部が行う業務の対価

③ 支払時期

出店時

④ 支払方法

当社指定の銀行口座へ振り込み

⑤ 返還の有無及び条件

返還しない

(3) 加盟保証金

① 金額

1,500,000円

② 性質

本部と加盟店との間に生じる一切の債務に対する担保

(加盟店が本部に対する債務を期日までに支払わない場合、本部はその債務と対当額で相殺する場合があります。)

③ 支払時期

フランチャイズ加盟契約締結時

④ 支払方法

当社指定の銀行口座へ振り込み

⑤ 返還の有無及び条件

フランチャイズ契約終了後、債権債務が全て清算されたことを確認した後、14日以内に返還する。

(4) 出店保証金

① 金額

1店舗につき1,500,000円

② 性質

本部と加盟店との間に生じる一切の債務に対する担保

(加盟店が本部に対する債務を期日までに支払わない場合、本部はその債務と対当額で相殺する場合があります。)

③ 支払時期

出店時

④ 支払方法

当社指定の銀行口座へ振り込み

⑤ 返還の有無及び条件

当該店舗の営業終了後、債権債務が全て清算されたことを確認した後、14日以内に返還する。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

オープンアカウント・売上金の送金は実施していません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせんは実施していません。

6. 加盟店に対する商品の販売条件に関する事項

(1) 加盟店に販売又はあつせんする商品の種類

- ・ コーヒー豆
- ・ ドリンク原料
- ・ パン類
- ・ 洋菓子類
- ・ その他食材
- ・ 包材、販促物
- ・ 什器備品、厨房機器
- ・ 絵画、観葉植物
- ・ その他トールコーヒーショップの運営上必要な物

(2) 商品等の供給条件

商品供給の条件は以下の通りです。

- ・ 本部に対する商品の注文は原則として店舗総合管理システムを使用するものとし、商品売買の個別契約は加盟店からの発注データが本部に到達した時点で成立するものとする。ただし、新商品のメニューや販促物等、本部が指定する商品の販売に必要な物品については、予め加盟店からの注文があったものとみなし、自動納品とする。
- ・ 商品の納品場所は原則として発注元店舗とする。
- ・ 商品の送料は原則として商品代金に含むものとする。ただし、ギフト商品等別途送料を設定したものについてはこの限りではない。
- ・ 商品は発注元店舗への納品をもって引渡完了とし、当該商品の所有権は加盟店に移転するものとする。
- ・ 商品の引渡前に生じた商品の滅失、毀損、減量その他一切の損害は、加盟店の責に帰すべき場合を除き本部の負担とし、商品の引渡後に生じたこれらの損害は、本部の責に帰すべき場合を除き加盟店の負担とする。

(3) 配送日・時間・回数に関する事項

配送日・時間・回数については、各加盟店の売上高や流通ルートによって異なりますので、販売量・立地ロケーションにより本部と事前に協議して決定します。

(4) 仕入先の推奨制度

本部または本部の指定する事業者が供給します。

(5) 発注方法

商品の注文は原則として店舗総合管理システム(POS)を使用して、単品毎に注文数を

入力し、本部へデータを送信します。商品売買の個別契約は加盟店からの発注データが本部へ到着した時点で成立します。

(6) 売買代金の決済方法

商品代金の支払いは、月末に締切り、翌月の15日までに本部が指定する口座にお振込みいただきます。ただし、支払期日が守られなかった場合や加盟店に信用不安が生じた場合は現金引換納品(前払い)に変更する場合があります。

(7) 返品

加盟店が本部より購入した商品の返品は、原則として出来ません。

但し、商品の不良等正当な理由で、本部が承認した場合のみに限り返品が可能です。

(8) 在庫管理等

在庫管理は加盟店の責任において行っていただきます。

(9) 販売方法

販売に当たっては、以下のルールを遵守していただきます。

- ・ 加盟店は、対象店舗の営業に際し、内外装・什器・備品・ディスプレイ・看板・装飾品・ユニフォーム・メニュー(販売する商品ならびにその商品名および価額等が記載された冊子・書面等を含む。以下同じ。)その他の業務運営ツール等を本部の指示に従い使用するものとする。なお、これらの使用は本部の承諾がある場合を除き対象店舗に限るものとする。
- ・ 加盟店は、レギュラーコーヒーおよび関連商品の販売とその需要開拓に努めるものとする。
- ・ 加盟店は、対象店舗において、本部が指定または承認する商品の販売およびサービスの提供を行うものとし、その他の商品の販売およびサービスの提供を行わないものとする。また、本部指定の物品であっても販促物やユニフォームおよび什器備品類等、販売対象外の物品を販売しないものとする。
- ・ 加盟店は、本部の指定するメニューを使用し、本部の許可無くメニューの一部または全部の販売を変更もしくは中止してはならない。
- ・ 加盟店は、フランチャイズチェーンとして統一された価格での商品またはサービスの提供が望まれることに同意し、価格について本部の指示に従うものとする。また、本部の承諾なく値引販売をしないものとする。
- ・ 加盟店は、本部の指定する食材を使用し、本部の指導したマニュアルにもとづいて調理した商品を提供するものとする。
- ・ 加盟店は、店舗スタッフに本部の指定したユニフォームを着用させるものとする。
- ・ 加盟店は、本部の書面による承諾なく対象店舗で販売している商品または類似商品を対象店舗以外(インターネットを利用した通信販売等を含む)で販売しては

ならない。また、対象店舗の顧客以外の第三者に転売してはならない。

- ・ 加盟店は、本部が行う販促企画・キャンペーン等に参加するものとする。
- ・ 加盟店は、本契約に定める他、マニュアル・指示書その他名目・手段にかかわらず、本部より指示のある場合、その指示に従って販売を行うものとする。

(10) 商品の販売価格について

加盟店内における販売商品の価格は、加盟店自ら決定することは出来ません。

また、本部から加盟店への商品卸価格は全店統一となりますが、毎月のコーヒー豆の販売量に応じて給付される販売奨励金制度がございます。

(11) 許認可を要する商品の販売について

許認可を要する商品の販売は原則として行いません。

7. 経営の指導に関する事項

(1) 加盟に際しての研修について

開店に際して、責任者もしくは社員が必ず本部の定めた研修を受講して頂きます。

(ドトールコーヒーショップチェーン研修機関 IRP経営学院)

また、営業に際しては本部の定めた研修を受講したものを原則として最低1名以上店舗に常勤させなければなりません。

(2) IRP 経営学院 研修内容について

ドトールの理念から調理・接客・運営まで、店舗経営に必要なノウハウを身に付けていただく教育機関です。理論とケーススタディ、実習研修を軸として、22日間の研修を受講していただきます。

- A. オリエンテーション
- B. コーヒーの基礎知識
- C. 衛生管理
- D. 厨房機器の取り扱い売店研修
- E. 売店研修
- F. 工場研修
- G. 接客研修
- H. カウンター・売店オペレーション研修
- I. 管理業務研修
- J. 店舗実習
- K. 修了試験

(3) 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数について

本部社員(ショップコンサルタント)による巡回指導を原則として週に1~2回行い、店舗・商品・販売の状況について助言・指導します。

また、適宜店長会議(原則として1回/月)、エリアオーナー会(同1~2回/年)、チェーンオーナー会(同1回/年)、新メニューに対する調理実習(同4回/年)等も行っております。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

(1) 使用させる商標、商号その他の表示

ドトールコーヒーショップ

The logo for DOUTOR, featuring the word "DOUTOR" in a bold, black, sans-serif font. The letter "O" is replaced by a yellow coffee bean with a white diagonal line through it.

(2) 当該表示の使用について

加盟店は本部の指定する商標以外の商標を使用することは出来ません。

また、加盟店が商標及びサービスマークを使用する場合は、いかなる場合も本部の承諾を要し、加盟契約の終了及び解除した場合は、全ての商標及びサービスマークの使用権を失うものとします。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

(1) 契約期間

加盟契約の存続期間は締結の日より、契約開始日以降最初に到来する3月1日から満5年が経過する日までとします。

(2) 契約の更新の要件および手続き

契約期間満了後も引き続き営業の継続を希望するときは期間満了の90日前までに本部と加盟店で協議の上、更に5年間更新します。更新料等はありません。

(3) 契約解除の条件および手続き

加盟契約の事項に対する違反(無断休業・営業上の義務違反・支払遅延等)、極度の信用低下(銀行取引停止・破産申立等)、経営・ノウハウ・企業機密等の漏洩による背信

行為、経営放棄等があった場合、本部は加盟契約を即刻解除することができます。
なお、加盟店が解約を希望するときは90日前までの予告が必要です。
90日の予告期間を置かずして解約するときは以下の計算に基づき違約金を請求する場合があります。

$$\{90日 - (\text{申入日から解約期日までの日数})\} \div 90日 \times 300万円$$

(4) 契約終了によって生じる損害賠償の額または算定方法

加盟契約が終了となった場合、特別な事由が無い限り損害賠償等の発生はありません。
但し、本部より貸与しているマニュアル・テキスト、その他備品等を紛失した場合は損害賠償の対象となります。

(5) 契約終了によって生じる義務の内容

加盟店は加盟契約が終了した場合、直ちに商標、サービスマークの使用停止及び撤去を加盟店の責務で行っていただきます。また、商標の入った什器、食器、備品についても同様に撤去していただきます。

10. 加盟店が本部に対して定期的に支払う金銭に関する事項

(1) ロイヤリティ

本部に報告された売上高(税抜)の2%を毎月末に締切り、翌月の15日までに指定口座にお振込みいただきます。ロイヤリティとは、商標及びサービスマークの使用料と本部が実施するメニュー開発、販促活動、経営マニュアルの作成及び指導等対価を含みます。

(2) 付属契約に基づく費用

店舗総合管理システム使用料の他、店内BGMの受信料、ユニフォームレンタル料等が生じます(店舗により条件が異なります)。これらは毎月月末に締切り、翌月の15日までに指定口座にお振込みいただきます。

① 店舗総合管理システム使用料

・1店舗 システム一式 月額 ¥36,600 から

② 店内BGM利用料

・初期費用 ¥20,000/1店舗

・月額受信料 ¥2,700/1店舗

③ ユニフォームレンタル費用

・1名分 ¥486/月額から

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

営業時間及び休業日の設定については、立地ロケーションにより本部と事前に協議して決定します。標準的な営業時間は7:30～21:00で、原則として年中無休です。

12. テリトリー権の有無

加盟店に対して地域の独占権や一定商圈での営業権の設定は行いません。

13. 競業禁止義務の有無

加盟契約期間中においては、直接・間接の如何を問わず「ドトールコーヒーショップ」類似の事業を行うことは出来ません。また、競合関係にある第三者とは如何なる契約も結ぶことはできません。

14. 守秘義務の有無

本部から提供されるマニュアル及び情報の全てに関して守秘義務が発生します。
(加盟契約終了後も守秘義務は継続します)

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

- ・ 加盟店は店舗の構造・内外装デザイン・配色に関して、本部の指定に従っていただきます。店舗設計に関しては、別途本部と店舗設計に関する契約を締結していただきます。
- ・ 店舗設計に関する契約に基づく店舗設計監理料は、1店舗につき110万円(別途消費税)の基本料に、店舗契約坪数から10坪を引いた坪数に4万円(別途消費税)をかけた価額を加えて算出します。
- ・ 店舗施工に際しては、原則として本部の基準を満たした会社に施工委託をしなければなりません。それ以外の会社に施工を委託する場合は、上述の店舗設計に関する契約に基づく店舗設計監理料に加え、内装工事費用の2%を本部の指定口座にお支払いいただきます。

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

加盟店の契約違反による契約解除の結果、本部が損害を受けた場合は本部が受けた損害の範囲で損害賠償を請求する場合があります。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

事業活動上の損失に対する補償は行いません。

「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	1			
ドールコーヒーショップへの加盟を希望される方へ	2			
第Ⅰ部 株式会社ドールコーヒーとフランチャイズシステムについて				
1. わが社の経営理念	5			
2. 本部の概要	6			
社名・本社・資本金・設立・事業内容・事業の開始・主要株主・取引銀行・従業員数・支店等・所属団体・沿革	7 8			
3. 会社組織図	9			
4. 役員一覧・子会社概要	10			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	10			
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	11			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟店の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟店の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	12			
8. 訴訟件数	12			
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点				
1. 契約の名称等	13			
2. 売上・収益予測についての説明	13			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 金銭の額または算定方法 (2) 性質 (3) お支払いいただく時期 (4) お支払いいただく方法 (5) 当該金銭の返還の有無及び条件	13 14			
4. オープンアカウント等の送金	14			
5. オープンアカウント等の与信利率	14			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1) 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 (2) 商品等の供給条件 (3) 配送日・時間・回数に関する事項 (4) 仕入先の推奨制度 (5) 発注方法 (6) 売買代金の決済方法 (7) 返品 (8) 在庫管理等 (9) 販売方法 (10) 商品の販売価格について (11) 許認可を要する商品の販売について	15 16 17			

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
7. 経営指導に関する事項	17			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	18			
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 (1) 契約期間 (2) 契約の更新の条件および手続き (3) 契約解除の条件および手続き (4) 契約終了によって生じる損害賠償の額又は算定方法 (5) 契約終了によって生じる義務の内容	18 19			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項	19			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	20			
12. テリトリー権の有無	20			
13. 競業禁止義務の有無	20			
14. 守秘義務の有無	20			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	20			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	20			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	20			
後記. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書				
後記. 貸借対照表および損益計算書				

年 月 日

説明者 私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
加盟希望者 _____ の理解をいただきました。

説明者 _____ 印

加盟希望者 私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について
説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名 _____ 印

第 55 期決算公告

貸 借 対 照 表

(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	37,911	流 動 負 債	11,155
現金及び預金	26,870	買掛金	4,255
売掛金	5,620	未払法人税等	1,085
その他の	5,420	賞与引当金	590
		その他の	5,224
固 定 資 産	26,830	固 定 負 債	4,799
有形固定資産	14,189	退職給付引当金	910
建物	8,756	資産除去債務	513
土地	2,718	その他の	3,375
その他の	2,714	負 債 合 計	15,955
無形固定資産	1,103	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	949	株 主 資 本	48,968
その他の	154	資本金	11,141
投資その他の資産	11,536	資本剰余金	11,775
投資有価証券	72	利益剰余金	26,050
差入保証金	9,805	評価・換算差額等	-182
その他の	1,658	純 資 産 合 計	48,785
資 産 合 計	64,741	負 債 ・ 純 資 産 合 計	64,741

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 平成27年3月 1日から
平成28年2月29日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		71,287
売 上 原 価		36,627
売 上 総 利 益		34,660
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		30,970
営 業 利 益		3,689
営 業 外 収 益		277
営 業 外 費 用		150
経 常 利 益		3,817
特 別 利 益		748
特 別 損 失		578
税 引 前 当 期 純 利 益		3,986
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,738	
法 人 税 等 調 整 額	-95	1,642
当 期 純 利 益		2,344

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

第 56 期決算公告

貸 借 対 照 表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	36,960	流 動 負 債	10,965
現金及び預金	24,275	買掛金	4,586
売掛金	6,045	未払法人税等	819
その他の	6,639	賞与引当金	637
		その他の	4,923
固 定 資 産	29,516	固 定 負 債	5,104
有形固定資産	14,530	退職給付引当金	983
建物	9,107	資産除去債務	818
土地	2,715	その他の	3,302
その他の	2,707	負 債 合 計	16,069
無形固定資産	1,173	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,047	株 主 資 本	50,440
その他の	125	資本金	11,141
投資その他の資産	13,812	資本剰余金	11,775
投資有価証券	67	利益剰余金	27,523
差入保証金	9,603	評価・換算差額等	-34
その他の	4,141	純 資 産 合 計	50,406
資 産 合 計	66,476	負 債 ・ 純 資 産 合 計	66,476

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 平成28年3月 1日から
平成29年2月28日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		72,560
売 上 原 価		37,227
売 上 総 利 益		35,332
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		31,109
営 業 利 益		4,222
営 業 外 収 益		267
営 業 外 費 用		142
経 常 利 益		4,346
特 別 利 益		2
特 別 損 失		589
税 引 前 当 期 純 利 益		3,760
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,370	
法 人 税 等 調 整 額	117	1,487
当 期 純 利 益		2,272

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

第 57 期 決 算 公 告

貸 借 対 照 表

(平成30年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	31,352	流 動 負 債	11,389
現金及び預金	17,215	買掛金	4,579
売掛金	6,248	未払法人税等	1,098
その他	7,889	賞与引当金	712
		その他	4,999
固 定 資 産	28,137	固 定 負 債	5,015
有 形 固 定 資 産	14,785	退職給付引当金	1,046
建物	9,373	資産除去債務	962
土地	2,715	その他	3,006
その他	2,696	負 債 合 計	16,405
無 形 固 定 資 産	1,242	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,144	株 主 資 本	43,111
その他	97	資本金	11,141
投 資 其 他 の 資 産	12,109	資本剰余金	11,775
投資有価証券	67	利益剰余金	20,194
差入保証金	9,627	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△27
その他	2,414	繰延ヘッジ損益	△27
		純 資 産 合 計	43,084
資 産 合 計	59,490	負 債 ・ 純 資 産 合 計	59,490

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 平成29年3月 1日から
平成30年2月28日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		75,654
売 上 原 価		39,740
売 上 総 利 益		35,913
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		31,447
営 業 利 益		4,466
営 業 外 収 益		291
営 業 外 費 用		140
経 常 利 益		4,617
特 別 利 益		88
特 別 損 失		463
税 引 前 当 期 純 利 益		4,242
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,374	
法 人 税 等 調 整 額	△3	1,371
当 期 純 利 益		2,871

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。